



## 【基準法令】

### 計量法

(定期検査の合格条件)

第23条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 1 検定証印等が付されていること。
- 2 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 3 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。

### 特定計量器検定検査規則

(性能に係る技術上の基準)

第44条 法第23条第1項第2号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第11条から第15条までの規定を準用するほか、第3章及び第5章に定めるところによる。この場合において、第13条第2項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、「目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量）」とあるのは「目量の2倍（各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量の2倍）」と読み替えるものとする。

(使用公差)

第45条 法第23条第1項第3号の経済産業省令で定める使用公差は、第16条第1項の規定を準用するほか、第3章及び第5章に定めるところによる。